明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（厚生労働九六）　一

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　八
特殊法人等
独立行政法人統計センター平成二十四年度財務諸表、独立行政法人物質・材料研究機構、特定計量器型式承認関係　六
地方公共団体
無縁墳墓等改葬関係　三
会社その他
会社決算公告　七

省　令

○厚生労働省令第九十六号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第二百三十四号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月十三日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十三条」を「第五十二条の九」に改める。

第一編第六章第二節中第五十三条の前に次の一条を加える。

（令第二十三条第十三号の厚生労働省令で定める場所）

第五十二条の九　令第二十三条第十三号の厚生労働省令で定める場所は、屋内作業場等（屋内作業場及び有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号。以下「有機則」という。）第一条第二項各号に掲げる場所をいう。）とする。

第五十三条第一項の表に次のように加える。

令第二十三条第十三号の業務	当該業務に三年以上従事した経験を有すること。

第百条中「有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号。以下「有機則」という。）」を「有機則」に改める。

第六百四十一条第一項第二号中「令別表第三第二号3の3」の下に「若しくは19の2」を加える。

別表第一令第六条第十八号の作業のうち、令別表第三第二号3の3に掲げる物を製造し、又は取り扱う作業の項中「令別表第三第二号3の3」の下に「若しくは19の2に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3若しくは19の2に係るもの」を加える。

別表第二一・四―ジクロロ―二―ブテンの項の次に次のように加える。

一・二―ジクロロプロパン	○・一パーセント未満

様式第七号中「石綿」を「石綿、1・2―ジクロロプロパン」に改める。